

環境にやさしいクリーンな排水設備導入促進支援金交付要綱  
(令和6年3月29日 文化観光局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境配慮型温泉としての秋保温泉のブランド力向上を目指し、仙台市秋保地区内で旅館・ホテル業又は公衆浴場業を営む事業者を対象として、その事業者が環境にやさしいクリーンな排水設備を整備することを支援するため、予算の範囲内において支援金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援事業者 第11条の規定により支援金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 支援事業 第11条の規定により支援金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。

(支援対象設備)

第3条 支援の対象となる設備（以下「支援対象設備」という。）は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条及び排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1（第1条関係）、宮城県公害防止条例（昭和46年3月18日条例第12号）第15条第1項及び同条例施行規則（平成7年9月27日規則第79号）別表第2（第3条関係）又は下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2及び同法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4で定める砒素及びその化合物の排水基準を遵守できるよう排水を処理することができる排水設備、希釈装置、又は基準適合に資する設備とする。なお、ここでいう「排水設備」とは、下水道法に規定する排水設備を指すものではない。

(支援対象事業者)

第4条 この支援金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 水質汚濁防止法施行令別表第1（第1条関係）に掲げる特定施設のうち、66の3に掲げる旅館業の用に供する施設であって、ハ（入浴施設）を設置している事業者又は宮城県公害防止条例施行規則別表第1（第2条関係）に掲げる特定施設のうち、3-5（公衆浴場業の用に供する洗場施設）を設置している事業者であること
- (2) 仙台市秋保地区の名取川流域（上流部から碁石川合流前まで）に所在し、当該河川又は下水道に排水を排出していること
- (3) 排水設備、希釈装置、又は基準適合に資する設備導入に係る工事を実施する意向を有していること
- (4) 誓約事項に同意する者であること
- (5) 当該者が個人の場合にあっては、本市の市税を滞納していないこと（個人事業主としてこの要綱の規定による支援金を受けようとする場合にあっては、個人の本市の市税及び事業主として納付すべき本市の市税を滞納していないこと）

- (6) 当該者が個人以外の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税、入湯税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行っていること及び本市の市税を滞納していないこと。
  - (7) 支援対象設備について本市が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと
  - (8) 暴力団との関係を有していないこと
- 2 前項の規定の適用について、この要綱の規定による支援金の交付を受けようとする者に納期限を過ぎても納付されない市税があった場合において、近い将来において確実に未納額を納付する計画書の提出が確認できたときは、当該者は前項第5号及び第6号の要件を満たすものとみなす。

（市税の滞納がないことの確認等）

- 第5条 前条第1項第5号及び第6号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより、確認するものとする。
- 2 前項の規定による調査又は納税担当課が発行した徴収を猶予している旨を記載した納税証明書の提出により、市税の徴収の猶予が認められていることを確認できた場合は、市税を滞納していないこととして取扱うものとする。

（市税の取扱い）

- 第6条 第4条第1項第5号に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるもの及び当該事業主が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、事業所税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、都市計画税及び入湯税とする。
- 2 第4条第1項第6号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税及び入湯税とする。

（支援対象事業）

- 第7条 この支援金の交付対象となる事業は、支援対象設備の導入、更新、修繕、又はこの支援金を活用して導入した設備にかかるランニングコストのうち、次に掲げるものを行う事業とする。
- (1) 調査
  - (2) 設計
  - (3) 工事
  - (4) ランニングコスト（直接的に砒素の低減に資する事業に係る経常的経費。ただし、光熱水費等を除く。）

（支援対象経費）

- 第8条 支援金算定の根拠となる経費（以下「経費」という。）は、支援金事業を実施するために必要な費用であって、別表1に掲げるものとする。
- 2 前項の経費において、消費税及び地方消費税相当額は、支援対象経費から除く。

（支援金の額）

- 第9条 支援金の額は、予算の範囲内で別表2に定めるとおりとする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第10条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、支援金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて、別に定める公募期間内に、市長に提出して行うものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、添付を省略することができる。

- (1) 支援事業計画書(様式第2号)
  - (2) 収支予算書(様式第3号)
  - (3) 見積書の写し
  - (4) 申請者が法人にあっては登記事項証明書、個人事業主にあっては個人営業証明書もしくは住民票
  - (5) 事業所等の所有者を示す登記事項証明書、及び申請者の他に所有者がいる場合は賃貸契約書の写し
  - (6) 申請者の他に所有者がいる場合は、すべての所有者から支援事業に係る同意書(様式第4号)
  - (7) 支援事業により整備する支援対象設備の仕様等が分かる書類
  - (8) 支援事業により整備する支援対象設備の設置予定場所の現況写真等(様式第5号)
  - (9) 工事に係る申請を行う場合は、水質汚濁防止法第7条又は宮城県公害防止条例第28条による届出をしたことを証する書類の写し(申請日から60日以上前の收受印を押した表紙の写し、もしくは実施制限解除通知)
  - (10) 工事に係る申請を行う場合は、必要に応じて下水道法第12条の4による届出をしたことを証する書類の写し(申請日から60日以上前の收受印を押した表紙の写し、もしくは実施制限解除通知)
  - (11) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 調査又は設計に係る支援金交付申請書(様式第1号の1又は様式第1号の2)と工事に係る支援金交付申請書(様式第1号の3又は様式第1号の4)を同時に提出する場合において、添付書類が重複する場合は、様式第1号の1又は様式第1号の2に当該書類を添付するものとする。
- 3 それぞれの経費について、上限額の範囲内で複数回に分けて申請することを妨げない。
- 4 水質汚濁防止法第1条第6項又は宮城県公害防止条例第2条第3項に定める特定事業場を複数所有する事業者においては、特定事業場毎に申請を行うものとする。
- 5 対象設備を共有する目的で、複数の事業者において共同で対象事業を行う場合は、その経費を按分し、事業者毎に申請を行うものとする。

(交付の決定等)

第11条 市長は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、支援金の交付の可否及び支援金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、支援金交付決定通知書(様式第6号)により行うものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、申請者が第4条各号のいずれかに該当しない場合は、交付しない旨の決定をし、支援金不交付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、受け付けた支援金交付申請に係る支援金の交付決定額の合計が予算の総額に達したときは、第10条第1項に定める期間にかかわらず支援金交

付申請の受付を停止し、予算の範囲内で交付の決定を行う。

(交付の条件等)

- 第12条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、支援事業の内容の変更(当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、支援金の額に変更を生じないものとする。ただし、支援対象設備を変更する場合を除く。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による支援事業に要する経費の配分又は事業の内容の変更の申請は、支援事業変更承認申請書(様式第8号)により行うものとし、この申請には次の書類を添付するものとする。
    - (1) 変更後の支援事業計画書(様式第2号)
    - (2) 変更後の収支予算書(様式第3号)
    - (3) 見積書又は契約書の写し
    - (4) 工事に係る申請を行う場合は、水質汚濁防止法第7条又は宮城県公害防止条例第28条による届出をしたことを証する書類の写し(申請日から60日以上前の收受印を押した表紙の写し、もしくは実施制限解除通知)
    - (5) 工事に係る申請を行う場合は、必要に応じて下水道法第12条の4による届出をしたことを証する書類の写し(申請日から60日以上前の收受印を押した表紙の写し、もしくは実施制限解除通知)
  - 3 規則第5条第1項第2号の規定による中止又は廃止の申請は、支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第9号)により行うものとし、支援事業により支援対象設備を設置又は更新する工事の中止又は廃止を行う場合は、次の書類を添付するものとする。
    - (1) 水質汚濁防止法第7条又は宮城県公害防止条例第28条による届出をしたことを証する書類の写し(申請日から60日以上前の收受印を押した表紙の写し、もしくは実施制限解除通知)
    - (2) 必要に応じて下水道法第12条の4による届出をしたことを証する書類の写し(申請日から60日以上前の收受印を押した表紙の写し、もしくは実施制限解除通知)
  - 4 前2項の申請に対する承認は、支援事業(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第10号)により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
  - 5 前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。
  - 6 支援事業が予定の期間内に完了しない場合又は支援事業の遂行が困難となった場合においては、その事実が判明した後速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
  - 7 規則第5条第1項に定める条件のほか規則第5条第2項の規定による交付の条件は、次のとおりとする。
    - (1) 事業を行うため締結する契約は、競争入札又は2社以上の相見積もりにより発注先を選定し、実施すること。ただし、技術上の制約がある場合には、1社の見積もりにより選定し、実施することができる。
    - (2) 交付される支援金は申請のあった支援事業に対する経費の一部とすることとし、この目的以外に使用してはならない。
  - 8 支援事業者は、設計に係る事業について交付決定を受けた場合は、その事業の完了後、すみやかに排水設備又は希釈装置の導入に係る工事に着手しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その限りではない。

(申請の取下げ)

第13条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から10日を経過した日までに支援金交付申請取下書(様式第11号)により行うものとする。

(状況報告)

第14条 規則第9条の2の規定による支援事業の遂行状況の報告は、書面又は口頭により行うものとする。

(支援事業の遂行の指示等)

第15条 市長は、前条の規定による状況報告を受けた場合において、支援事業が支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、支援事業者に対して、これらに従って支援事業を遂行すべきことを指示するものとする。

- 2 市長は、支援事業者が前項の規定による指示に違反したときは、当該支援事業者に対し、支援事業の遂行の一時停止を指示するものとする。
- 3 前2項の規定により指示を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(実績報告)

第16条 支援事業者は、支援事業が完了したときは、規則第12条の規定による実績報告は、支援事業の成果を記載した支援事業実績報告書(様式第12号)に次の書類を添えて、支援事業を実施する年度の別に定める期限までに行わなければならない。

- (1) 支援事業により工事を行った場合は、排水の水質に係る計量証明書(検査機関が発行したもの)
  - (2) 収支決算書(様式第13号)
  - (3) 支援事業に要した経費に係る請求書等の写し(対象経費の実費内訳がわかる書類)
  - (4) 支援事業に係る請負契約書の写し
  - (5) 支援事業により作成した調査報告書又は設計図面等の写し
  - (6) 支援事業により整備した支援対象設備の設置場所の現況写真等(様式第14号)
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 工事に係る実績報告を行うにあたり、設備の不具合等により一時的に排水基準を超過する場合は、排水状況が改善するまで定期的に報告を行うこと。

(支援金の額の確定等)

第17条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び現地調査等を行ったうえで、支援事業の成果が支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、支援金確定通知書(様式第15号)により行うものとする。

- 2 市長は、支援事業者に交付すべき支援金の額を確定した場合において、確定額が交付済みの支援金額と一致しない場合、その差額を追加交付又は返還させるものとする。

(支援金の交付)

第18条 市長は、前条の規定による支援金の額の確定等を行った後に支援金を交付するものとする。ただし、市長は、事業遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により、支援金を概算払により交付することができる。

2 前項ただし書きの規定により支援金を概算払することができる金額は、交付決定を受けた支援金の額の5割を超えない範囲とする。

3 支援事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、支援金精算払（概算払い）交付請求書（様式第16号）を速やかに市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項ただし書きの規定に基づき概算払いにより交付した支援金について、第16条の実績報告に基づき、支援金の額を確定し支援金の精算を行うものとする。

（是正のための措置）

第19条 市長は、第16条の規定による実績報告を受けた場合において、当該支援事業の成果が支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該支援事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第20条 市長は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付決定又は交付を受けたとき

(2) 支援金を他の用途に使用したとき

(3) 支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

(4) 支援事業を実施しないとき

(5) 水質汚濁防止法、宮城県公害防止条例又は下水道法に定める排水基準を遵守する意思が認められないとき

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（支援金の返還）

第21条 市長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金の全部又は一部が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、支援金返還請求書（様式第17号）により適当な期限を定めてその全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、支援事業者が、減価償却の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める支援対象設備の耐用年数の期間内に、水質汚濁防止法、宮城県公害防止条例又は下水道法に基づく行政処分に違反した場合は、適当な期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 前2項の規定により返還を請求する場合は、書面により通知するものとする。

（財産の処分の制限等）

第22条 支援事業者は、支援事業により取得し又は効用の増加した財産について市長の承認を受けずに支援金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けまたは担保に供してはならない。

- 2 支援事業者は、第21条第2項で定める耐用年数期間内に規則第20条第1項に規定する財産の処分をしようとするときは、あらかじめ支援金財産処分承認申請書（様式第18号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。
- 4 市長は、支援事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれ、収入額が残存簿価を上回る場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（立入検査等）

- 第23条 市長は、申請者の請求が支給要件を満たさないこと又は不支給要件に該当することが疑われる場合等、必要があると認めるときは、必要な報告や資料の提出を求め、又は立入検査を行うことができる。
- 2 市長は、前条第1項で定める財産が適切に運用されているか確認するため、当該財産の耐用年数期間内に現地調査を行うことができる。
  - 3 市長は、前2項の結果、必要があると認めるときは、支援事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（書類の整備等）

- 第24条 支援事業者は、支援事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、支援金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保存しておかなければならない。

（委任）

- 第25条 この要綱の施行に関し必要な事項は、文化観光局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限りでその効力を失う。  
附 則（令和7年4月1日改正）
  - 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。
  - 2 この要綱は、令和8年3月31日限りでその効力を失う。  
附 則（令和7年12月16日改正）
    - 1 この要綱は、改正日から実施する。
    - 2 この要綱は、令和8年3月31日限りでその効力を失う。  
附 則（令和8年4月1日改正）
      - 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表1 支援対象経費（第8条関係）

事業区分	内容
調査	支援対象事業の実施に必要な各種調査に要する経費
設計	支援対象事業の実施に必要な設備等の設計に要する経費
工事	支援対象設備及び支援対象設備を稼働させるのに必要な付帯設備の購入・据え付け・運搬、既存設備の撤去、配管・配電の工事、下水道から河川への配管切り替え工事、既存設備の修繕に要する経費、工事の実施に必要なその他の経費
ランニングコスト	この支援金を活用して導入した設備の維持管理に要する経費（定期点検、メンテナンス作業、部品交換等。ただし、光熱水費等を除く。）
<p>備考</p> <p>1 各事業において、自己によるものは除く。</p> <p>2 工事に係る経費に、事業実施に係る土地の取得料及び賃借料は含めないものとする。</p> <p>3 各支援対象経費に消費税等は含めないものとする。</p>	

別表2 支援金の額（第9条関係）

事業区分	支援金の額
調査・設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援率は各支援対象経費に支援率3/4を乗じたものとする。</li> <li>・支援金の上限額は、調査及び設計を合わせて10,000千円とする。</li> </ul>
工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援率は支援対象経費に支援率3/4を乗じたものとする。</li> <li>・支援金の上限額は、50,000千円とする。</li> </ul>
ランニングコスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援率は支援対象経費に支援率1/4を乗じたものとする。</li> <li>・支援金の上限額は、1年度あたり2,500千円とする。</li> <li>・補助対象期間は、この支援金を活用して設備を導入した年度又は設備を導入した年度の翌年度から3年間とする。</li> </ul>

備考

- 1 支援金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 申請にあたり、経費を算出する際に、調査と設計に係る費用は合算するものとする。
- 3 申請にあたり、経費を算出する際に、水質汚濁防止法第1条第6項又は宮城県公害防止条例第2条第3項に定める特定事業場を複数所有する場合は、合算するものとする。
- 4 対象設備を共有する目的で、複数の事業者において共同で対象事業を行う場合は、その経費を按分し、事業者毎に申請を行うものとする。
- 5 「調査・設計」「工事」においては、過年度にこの支援金の交付を受けた事業者は、交付可能残額を引き継ぐものとする。